

防災と保健・福祉の連携促進モデル (滋賀モデル)

～誰一人取り残さない防災の実現をめざして～



滋賀県危機管理センター キャラクター
「ビワエン」



滋賀県健康づくりキャラクター
「しがのハグ & クミ」



そもそも…

どうして、個別避難計画作成のための取組をおこなうの？



▲災害対策基本法が改正され、市区町村に避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたから？

▲居宅介護支援事業所や相談支援事業所を含む、すべての介護サービス事業所等に、事業所BCPの策定等が、3年間の経過措置を設けたうえで義務化されたから？

それもあるけど

「あのとき助けに行っていれば…」を
なくしたい

その先にあるもの

◎災害時に誰一人取り残さない防災を実現するため

この取組を行うことにより、当事者・地域・関係者をつなぎ
地域のあらゆる課題の解決策の糸口を見出すことにつながり
滋賀県の地域活性化、地域共生社会の構築につなげる



滋賀モデルの目的

防災と保健・福祉の取組を切れ目なく連結させることにより、市町における個別避難計画作成を推進し、県内での災害発生時における避難行動要支援者の避難対策の促進を図る。年齢・性別を問わず、多様な主体が参画し個別避難計画作成を行うことにより、計画作成に携わるすべての住民の災害時の避難への関心を高め、滋賀県の地域特性に応じた誰ひとり取り残さない防災の実現を目指すことを目的とする。

滋賀モデルの取組概要

滋賀モデルとは、避難行動要支援者のうち、心身の状況・社会的孤立の状況・ハザード等から、計画作成の優先度を判断し、特に災害時に被害者になる可能性が高い、優先度の高い方から、地域の実情や特性に応じた個別避難計画作成の取組を進めるための標準的な手順を示すモデル。

市町毎に滋賀モデル推進協議会(仮称)を設置し取組を推進

(当該市町（防災担当・保健・福祉担当）、社協、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等個別避難計画作成に関わる団体等の調整の場を設置)

①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会【県主催 (R3.3.26開催)】

モデル事業を円滑に実施するための必要な知識等を習得

②市町域における滋賀モデル推進協議会(仮称)の設置・開催【市町】

取組地区・計画作成対象者のリスク区分の検討、取組方針等の調整検討

③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修【市町(県)主催 (R3.6.8,9開催)】

講義（災害リスクや防災の仕組みについての講義、実践事例講義等）

演習（個別避難計画作成実践、地域調整会議の模擬体験等）

④インクルージョン・マネージャー養成研修【県主催】

境界連結者（インクルージョン・マネージャー）の育成

⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修【市町】

計画作成対象者や地域住民（自主防災組織等）を対象とする研修

⑥当事者力・地域力アセスメントの実施【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

個別避難計画作成支援キット等を活用し、当事者力アセスメント・地域力アセスメントの実施

⑦個別避難計画の作成【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

当事者、自主防災組織、関係機関、行政機関等による地域調整会議（ケース会議）の開催

エコマップの作成等をもとに、「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を入れ込んだ個別避難計画を作成

⑧個別避難計画検証のための防災訓練【市町、保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

作成した計画の実効性の確認。訓練終了後、計画の評価・検討・見直しを行う

○滋賀モデル検討のための意見交換会の設置・開催【県主催 (R3.11.5, R4.3.16開催)】

○滋賀県防災と保健・福祉の連携促進プラットフォーム【県主催 (R3.8.27開催)】

事前準備

ンスマ
トメセ

・計
画作
成

体推
制進



個別避難計画作成キット
「自分でつくる安心防災帳」



「マイタイムライン」と
「地域タイムライン」



「災害時対応ノート」

県内市町や医療団体、社会福祉協議会、福祉専門職団体、当事者団体等の団体、あるいは他都道府県の自治体、関係団体等と情報交換を行えるプラットフォームを設置し、滋賀県全体でこの取り組みの推進を図ります。



個別避難計画作成を進めるために

滋賀モデルによる個別避難計画作成を進めるための基本となる考え方については次のとおり。

- (1)個別避難計画作成の優先度について
- (2)個別避難計画の作成主体および関係連携者
- (3)福祉専門職の協力について
- (4)個別避難計画の様式等と「タイムライン」の作成について
- (5)避難先の調整について
- (6)個別避難計画作成の標準的な取組フロー
- (7)県域での推進体制
- (8)プラットフォームの設置について



(1) 個別避難計画作成の優先度について

避難行動要支援者のうち、下記のポイントを参考に計画作成の優先度を判断し、優先度の高い方から、地域の実情や特性に応じた個別避難計画作成の取組を進める。それと並行して、本人・家族や、地域（自治会等）が作成する計画づくりを進める。

作成対象者（当事者）の優先度については、各市町の滋賀モデル推進協議会（仮）にて検討・決定する。

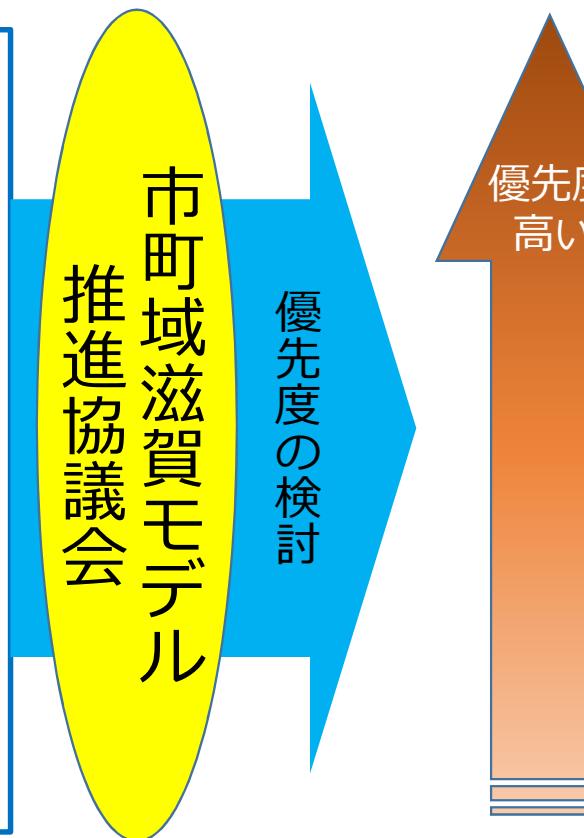
優先度の考え方

作成対象者の優先度を判断する際のポイント

3つのポイントすべてに課題がある方は最優先で作成

- ☑ **当事者本人の心身の状況、情報取得・判断能力**
→要介護・障害・疾病等の程度や区分で特に支援を要する方(介護支援程度が高い方)を優先的に作成
- ☑ **独居等の居住実態、社会的孤立の状況**
→独居や身寄りのない高齢者等について優先的に作成
- ☑ **地域におけるハザードの状況**
(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)
→ハザードマップ上、危険な場所に居住する方について優先的に作成

※心身やハザード、居住等の実態を点数化し優先順位をつけて取り組んでいる事例あり



対象者：優先度が高いと市町が判断する者。
災害時に被害者になる可能性の高い要介護者や医療機器使用者、重度精神および身体障害者等を想定。

計画作成者：福祉専門職等が中心となり自治会や自主防災組織等と共に作成。

計画作成者(団体)等への報酬支払対象取組

対象者：独居高齢者や高齢夫婦、軽度の障害をお持ちの方々等を想定。

計画作成者：自治会や自主防災組織等が中心となり作成対象者の家族等と共に作成。

対象者：上記以外の作成対象者、家族等と同居の作成対象者等を想定。

計画作成者：本人や家族が中心となり作成する（セルフプラン）。必要に応じて自治会や自主防災組織等と共に作成。

「優先度を判断する際の3つのポイント」の主な確認方法

●当事者本人の心身の状況、情報取得・判断能力

市町が実施している要介護認定調査や、障害支援区分認定調査の調査データ等で確認

(※災害対策基本法第49条の14第4項により、個別避難計画の作成に必要な限度で、組織内での目的外利用が可能。)

また、指定難病・小児慢性特定疾病の医療費助成制度受給者については、県（保健所）が避難行動要支援者となる可能性がある方の情報を市町の求めに応じて共有している。

●独居等の居住実態、社会的孤立の状況

ケアマネージャーや相談支援専門員など福祉専門職に確認

●地域におけるハザードの状況

各市町のハザードマップや、滋賀県防災情報マップで確認

優先度付け検討のための方法（例）

●優先順位チェックシートの作成

心身の状況・社会的孤立の状況・ハザード等から、個別避難計画を作成する優先順位を把握・整備するためのチェックシートを作成し、ケアマネージャーや相談支援専門員へ記入を依頼。チェック項目に基づき市町が優先度を判断。

高齢や障害といった区分ではなく、「支援の必要性」を見る化するため、チェックシートの項目について各分野特有の項目(ex.介護度や障害支援区分等)以外は共通項目とし、各分野を連結。

(2)個別避難計画の作成主体および関係連携者

個別避難計画については、**市町が主体となり作成**を行う。

ただ、計画については、作成対象者の心身の状況を踏まえ作成する必要があり、**市町のみで作成することは困難**なことから、**当事者・その家族、作成対象者の関係者、関係団体等が連携し作成**することで、個別避難計画の作成対象者の避難の実効性や地域における防災意識の向上が期待される。作成関係者等については、下記の方々等が考えられる。

作成対象者の関係者、関係団体等

日頃から避難行動要支援者の状況等をよく把握されており、信頼関係も築かれている関係者との伴走により、地域の支援者の協力を得て計画を作ることがこの取組の肝！

- ・当事者・その家族
- ・市町庁内防災・保健・福祉部局担当者
- ・介護支援専門員(ケアマネージャー)
- ・相談支援専門員
- ・保健師
- ・保健所
- ・社会福祉士
- ・訪問看護師
- ・訪問介護員(ヘルパー)
- ・特別支援学校関係者
- ・防災士
- ・医師
- ・薬剤師
- ・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）
- ・MSW(メディカルソーシャルワーカー)
- ・PSW(サイキアトリックソーシャルワーカー)
- ・自治会（長）・町内会
- ・自主防災組織
- ・消防団
- ・市町社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員 等

(3)福祉専門職の協力について

介護支援専門員や相談支援専門員をはじめとする福祉専門職は、

- ①避難行動要支援者本人の状況等をよく把握していること、
- ②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、
- ③災害時のケア継続にも役立つこと

などから、計画作成への参画を得ることが極めて重要。

福祉専門職個人に加えて、その方が所属する居宅介護支援事業所や相談支援事業所、さらに職能団体や事業者団体に対して協力要請を行う。

役割の例	協力要請先の例
計画作成方針等の検討への協力	介護支援専門員協会 介護サービス事業者協議会 障害者自立支援協議会 基幹相談支援センター
個別避難計画の作成への協力	居宅介護支援事業所（担当の介護支援専門員） 相談支援事業所（担当の相談支援専門員）

福祉専門職への報酬の考え方

保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修を受講し、個別避難計画作成への標準的な取組に従い、当事者アセスメントや地域力アセスメント、ケース会議等を通じて実効性のある「計画作成の優先度の高い方」の計画を作成した保健・福祉専門職(団体)に対し、1件あたり7,000円の報酬を支払う。

なお、既存の計画の更新についてはこのモデルの対象外とするが、避難支援方法や配慮事項の変更に大幅な変更等を伴うものは「新規」として報酬の対象とする。

計画の作成・更新	報酬	支払い対象	要件
新規で計画作成	7,000円/ 1 計画	保健・福祉専門職(団体) 等	各種研修を受講し、当事者アセスメントや地域力アセスメント、ケース会議等を通じて実効性のある「ハイリスク層」の計画を作成した場合

※計画作成者が複数になる場合も、当事者 1 計画につき7,000円の報酬の支払いとする

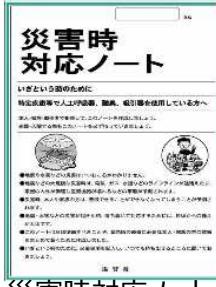
(4)個別避難計画の様式等と「タイムライン」の作成について

個別避難計画様式等については、現在市町にて使用されている様式を基に作成することとするが、**その計画に当事者と支援者の発災時の行動を記載した「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を盛り込み完成**とする。なお、個別避難計画に記載される内容については、基本的な項目に加え、下記の災害時に必要と思われる項目を踏まえた内容が望ましい。それに加えて、医療的ケア分野については、滋賀県が作成している「災害時対応ノート」を活用する。

○基本項目の例

□当事者情報

- 住所、氏名、性別、年齢、血液型、家族情報、連絡先、アレルギー情報、常備薬、医療機器使用状況
- かかりつけ医療機関、医師等の情報
- ケアマネージャー、相談支援専門員、民生委員・児童委員等の連絡先
- 緊急連絡先(複数)
- 地域の支援者、協力者の情報
- 支援者が何人必要か
- 避難先(指定避難所・避難場所等)



災害時対応ノート

○災害時に必要と思われる項目の例

- 自宅見取図(自宅の地図、外観等)
- 自宅で想定される災害ごとのハザードの状況
 - 想定震度、浸水想定、土砂災害警戒区域、原子力災害のUPZ等
- 自宅から避難先までの移動の支援方法
 - 避難マップ、避難判断のためのフローチャート等
- 避難情報(避難指示等)の伝達者
- 移動の際の持ち出し品
- 移動に必要な合理的な配慮事項(方法・留意点等)
- 避難生活における合理的な配慮事項(方法・留意点等)
- 当事者の居住建物
- (自治会長の確認)

個別行動支援者の「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」

避難行動支援者の「地域タイムライン」

事前にタイムラインに落とし込むことによって、当事者と支援者のとるべき行動が明確になり、避難の実効性が高まることが期待されます！

→避難先に到着して以降の局面については、都道府県保健医療調整本部による対応、災害派遣福祉チーム(DWAT)による対応、被災高齢者等把握事業による対応、地域福祉計画に基づく対応などと関連付けての対応が求められる

タイムラインの活用

避難行動要支援者のマイ・タイムラインについて、**当事者**や**地域**がすべき対応が時系列でまとめられることは有効であり、内容により**個別避難計画の要件（※）を満たしていれば個別避難計画として取扱う**、あるいは、個別避難計画を補完するものとしてあわせて作成することも考えられる。（引用：内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」）

※前スライドの「基本項目の例」「災害時に必要と思われる項目の例」を参照のこと。

タイムライン様式の例

風水害用 避難行動計画シート しがマイ・タイムライン				PP	名前
開始時間 (登場)	3日前～	1日前～	数時間前～	～2時間程度前	0時間
避難情報	自主避難など注意の呼びかけ			高齢者等避難	避難指示
避難レベル	1	2	3	4	5
各自でためた避難スイッチ					
行い					
動く					
地図					
備考欄					
避難する場所			出立時間	到着時間	抜けられない場所

防災対応力向上シート

出所:(一社)兵庫県社会福祉士会

<http://www.hacsw.or.jp/>

しがマイ・タイムライン

出所:滋賀県

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/322920.html>

(5)避難先の調整について

避難先の候補は、**避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況等**を踏まえて検討する。

個別避難計画の作成と避難先との調整を同時に進めることで、避難先としては受入対象者と求められる対応が明確になるため、実効性のある避難所運営につながることが期待される。

また、避難先で必要となる物資・資機材、専門的な人材、要支援者の移送手段等について、あらかじめ調整しておく必要がある。

避難先の例

- ・福祉避難所（※）
 - ・一般避難所（要配慮者スペース）
 - ・社会福祉施設等（緊急入所）
 - ・病院（レスパイト入院）
 - ・ホテル・旅館
- 等々



※令和3年5月に「**福祉避難所の確保・運営ガイドライン**」が改定されたことにより、**福祉避難所へ¹²**の直接避難が可能であることが明示された。

(6)個別避難計画作成の標準的な取組フロー

滋賀モデルによる個別避難計画作成の標準的な取組については、大きく分けて【事前準備】・【アセスメントの実施】・【計画作成・検証】に分かれる。なお、取組過程については取組む順番の変更や取組の一部を簡略化することも可能とする。

【事前準備】

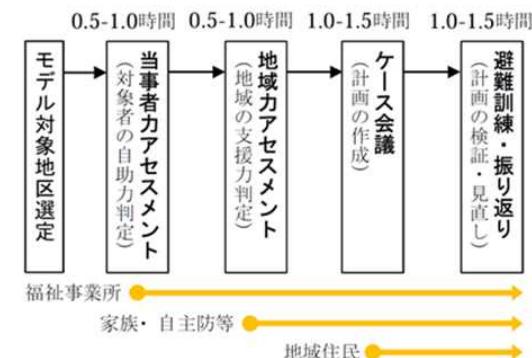
- ①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会
- ②滋賀モデル推進協議会(仮称)の設置(モデル地区選定)
- ③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修
- ④インクルージョン・マネージャー養成研修
- ⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修

【アセスメントの実施】

- ⑥当事者力アセスメントの実施、地域力アセスメントの実施

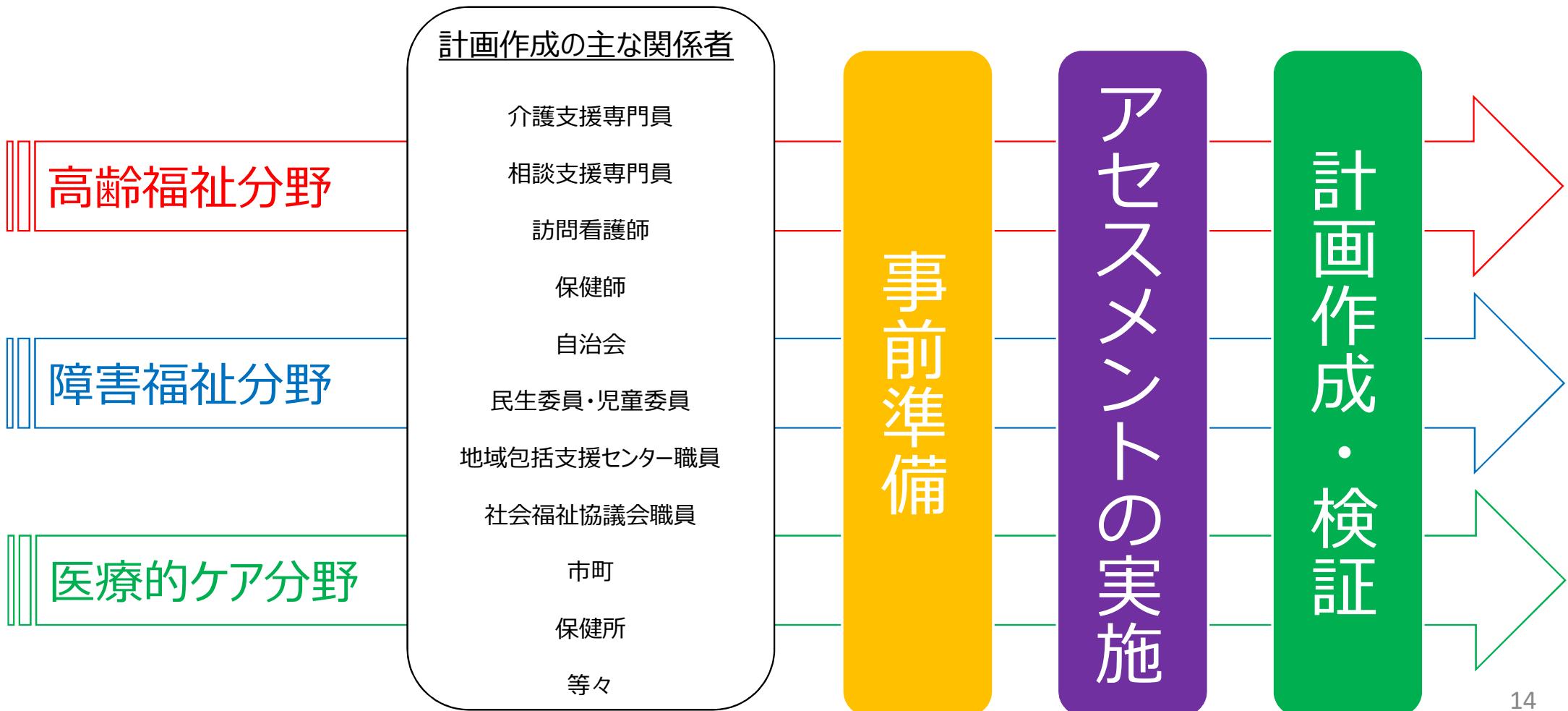
【計画作成・検証】

- ⑦個別避難計画作成に係る地域調整会議(ケース会議)開催
- ⑧個別避難計画検証のための防災訓練



各分野の連結したアプローチ

高齢福祉、障害福祉、医療的ケアの各分野で別々に取組を進めるのではなく、一斉に行った方が効果的・効率的な場合（研修、地域力アセスメント、防災訓練等）は、各分野を連結させて進める。



【事前準備】

①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会

研修の目的

モデル事業を円滑に実施するため、市町担当職員として必要な知識等を習得することを目的とする。モデル事業の実施においては、防災部局と保健・福祉部局の連携が欠かせないため、原則として各市町の防災部局・保健福祉部局（高齢・障害・保健主管課）の実務担当者にセットで受講していただく。

実施主体

滋賀県

対象者

市町(防災・保健・福祉)職員等個別避難計画作成関係者

具体的な内容(案)

- ・滋賀モデルの目的の共有
- ・滋賀モデルにおける市町担当職員として求められる役割の共有
- ・年齢・性別を問わず多様な主体との連携の重要性理解
- ・モデル事業の進め方（協議会の立ち上げ、各種研修や会議の進め方等）
- ・防災（ハザード）、高齢者福祉（介護保険）、障害福祉（合理的配慮）など各分野の情報共有



【事前準備】

②市町域における滋賀モデル推進協議会(仮名)の設置・開催

設置目的

市町域での避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の進捗管理や総合調整を行う組織として設置

設置主体

市町

参加機関

当該市町(防災担当、保健・福祉担当)、地域社協、民生委員・児童委員団体、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、社会福祉士団体、訪問看護事業所、自治会、自主防災組織、消防団 等

具体的な取組

- ・個別避難計画作成対象者の検討・選定
(モデル地区選定、計画作成の優先度の検討)
- ・⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修の開催
- ・進捗管理(中間進捗状況確認会議の開催)
- ・関係機関との連絡調整



※この協議会の設置の位置づけや個人情報の取り扱い等については、現在検討中

【事前準備】

③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修

研修の目的



避難行動要支援者と普段から接する保健・福祉専門職を対象に、災害と災害リスクを正しく理解し、福祉サービス従事者や地域住民・自治体職員等と協力し、避難行動要支援者に対する支援を行うための知識とスキルを身に付ける。

また、演習を通じて、避難のための個別避難計画を作成し、地域住民と共有するための実践力を習得する。

実施主体

市町（県）

対象者

研修とは別に、保健・福祉専門職（団体）等に対して、
直接、協力依頼を働きかけることも必要です！

介護支援専門員(ケアマネージャー)、相談支援専門員、民生委員・児童委員、社会福祉士、保健師、訪問看護師、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)等

具体的な内容(案)

講義：先進的に取り組んでおられる実践事例の紹介

災害や防災に関する一般的な知識と防災リテラシーの基礎知識の習得

演習：個別避難計画作成のための当事者力アセスメント方法の実践

個別避難計画作成のための調整会議の模擬体験

} 同志社大学インクルーシブ防災研究センターの
e-learning用研修コンテンツを活用することで
効率的な学習が可能
<https://i-bosai.inclusive-drr.org/index.html>

i-BOSAI

検索



【事前準備】

④インクルージョン・マネージャー養成研修

研修の目的

境界連結者（インクルージョン・マネージャー：行政内部の防災部局と保健・福祉部局等の連結はもちろん、地域や当事者、福祉専門職をつなぐハブ的な役割を担う方々）の考え方や活動を実践できる担い手を継続的に生かすために、実務者が備えるべき知識とスキルを身につける。また、演習等を通じて、境界を越境し、連携（連結）するために必要なスキルを習得する。

実施主体

滋賀県

対象者

行政職員（防災担当者・保健・福祉担当者など）、福祉専門職（地域包括支援員、社会福祉協議会職員など）、学校職員（特別支援教育コーディネーターなど）等

具体的な内容(案)

講義：インクルージョン・マネージャーの実践事例の紹介

インクルージョン・マネージャーとして実践できるための基礎知識の習得
(多組織の境界連結の理論と技法)

演習：越境・連携するための具体的な活動を演習で実践

市町の個別避難計画作成の取組を推進するためにも、市町に1人はインクルージョン・マネージャーを養成したい！

関係者と関係者をつなぐ
キーパーソン（中核人材）
育成研修です！



同志社大学インクルーシブ防災研究センターの
e-learning用研修コンテンツを活用することで
効率的な学習が可能
<https://i-bosai.inclusive-drr.org/index.html>

i-BOSAI

検索



【事前準備】

⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修

研修の目的

避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の必要性や、地域における取組の重要性などについて理解を深める。また、**計画作成対象者自ら、あるいは自治会や自主防災組織等が作成する個別避難計画について、具体的な作成手法等を習得する。**

実施主体

市町

対象者

**年齢・性別を問わず、多様な主体の参画が重要です！
防災の裾野を広げ、新たな可能性を見いだすことにつながります！**



計画作成対象者(当事者)、個別避難計画作成者、その家族、地域住民、自治会、自主防災組織
具体的な内容(案)

- ・防災リテラシーの重要性習得説明
- ・個別避難計画作成の必要性説明
- ・地域ハザードの確認(想定震度、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の確認)
- ・地域における防災マップの作製
- ・個別避難計画作成の具体的な手法 等





【アセスメントの実施】

⑥当事者力アセスメントの実施、地域力アセスメントの実施

●当事者力アセスメントの実施

対象者 計画作成対象者(当事者)、家族、自治会、自主防災組織、保健・福祉専門職等の計画作成者
内容

- 「自分でつくる安心防災帳(国立障害者リハビリテーションセンター研究所)」等を活用し、対象者の自助力を調査
居住地の災害リスクの理解、非常持ち出し品の備え、自助歩行能力、家族・近隣住民との人間関係等を調査
自助では足りない項目の明確化
- 当事者やその家族等が地域によるどのような支援が必要か確認



個別避難計画作成キット
「自分でつくる安心防災帳」

●地域力アセスメントの実施

対象者 自治会、自主防災組織、保健・福祉専門職等の計画作成者

内容 ※地域調整会議（ケース会議）と同時実施とすることで効率化も可能

- 自主防災組織や自治会等がどの程度の支援力を備えているかを調査
移送用の車いすやリヤカー等の保有状況、備蓄食料や非常用電源の有無、コミュニティの人間関係等
- 避難場所や避難経路の確認(車いす移動での障壁、夜間移動時の電灯等)
- 協力が期待できるフォーマル資源（行政、NPO、利用している事業所・病院、企業など）を確認
協力が期待できるインフォーマル資源（自治会、民生委員・児童委員、高齢・障害福祉団体など）を確認



当事者力アセスメントのためのツール

「自分でつくる安心防災帳」アプリ

同志社大学インクルーシブ防災研究センター
<https://bosai-note.inclusive-drr.org>

当事者の現在の備えや、必要な備えを効率的に整理することが可能。非常時持ち出し品や、備蓄品、移動方法、家族・近隣住民との関係づくり、コミュニケーション・情報収集方法など、現在の状況と課題、対策の確認ができ、当事者の自助力のアセスメントに有用。



備えの確認

備えに対する課題と対策

※ワークシート版はこちら http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/suzurikawa/skit_02.html

安心防災帳 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

検索



個別避難計画作成キット
「自分でつくる安心防災帳」

【計画作成・検証】

⑦個別避難計画作成に係る地域調整会議(ケース会議) 開催



会議の目的

当事者アセスメント・地域アセスメントの結果に基づき、計画作成対象者(当事者)に必要な支援やその対応について、平時と発災時のエコマップを作成しながら避難方法等について打ち合わせを行う。地域の方々と当事者を繋ぐ重要な会議である。

エコマップを基に、当事者と支援者の発災時の行動を記載した「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を計画に盛り込み、個別避難計画作成とする。

参加対象者

計画作成対象者、家族、保健・福祉専門職等の計画作成者、自治会、自主防災組織等

エコマップとは…計画作成対象者を中心として、その周辺にある社会的資源(家族、兄弟姉妹、友人、近隣住民、医師、関連機関等)との相関関係をネットワークとして表現した地図のこと



【計画作成・検証】

⑧個別避難計画検証のための防災訓練

実施の目的

ケース会議で作成した個別避難計画が実際に機能するかを検証する。

訓練終了後に個別避難計画を評価・検討・見直しを行う。



実施主体

市町、計画作成者、自治会、自主防災組織 等

参加対象者

計画作成対象者(当事者)、その家族、保健・福祉専門職等の計画作成者、自治会、
自主防災組織、個別避難計画記載の支援者 等

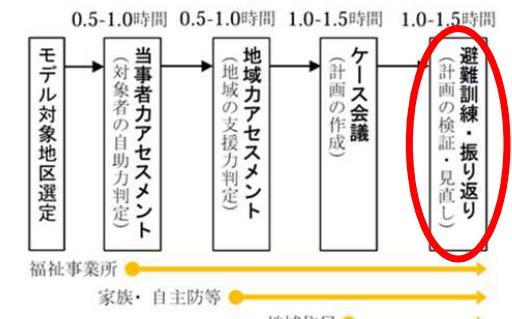
具体的な内容(案)

作成した個別避難計画に基づく避難訓練を実施

自治会等が定例で行われている防災訓練等に組み込んで実施も可能

当事者・支援者のアセスメントシートの記入

個別避難計画作成に関わった保健・福祉専門職等は、当事者の代弁者として助言していただく



(7)県域での推進体制について

県内市町での横展開に向け、市町や関係機関と協力して滋賀モデルの検証を続けるとともに、

滋賀モデル検討のための意見交換会

会議の目的

滋賀モデルの横展開および継続的な検証

会議構成員(案)

学識経験者、県社協、福祉専門職団体、県(防災・保健福祉部局)、市町 等

内容(案)

- ・滋賀モデルの検証(取組スキーム、各種研修のアップデート)
- ・市町の進捗状況管理
- ・取組における課題共有
- ・課題に対する取組方策の検討
- ・インパクトアセスメントの実施（この事業を行ったことによる社会的な評価）

(8) プラットフォームの設置について

県内市町や医療団体、社会福祉協議会、福祉専門職団体、当事者団体等の団体、あるいは他都道府県の自治体、関係団体等と情報交換を行えるプラットフォームを設置し、滋賀県全体でこの取り組みの推進を図ります。

研修教材やツールの
アップデート版が
常に入手できる



医療専門職団体
福祉専門職団体



当事者団体
社会福祉協議会

最新の国の動きや県外
他地域の状況の共有化



滋賀県 防災と保健・福祉の連携促進 プラットフォーム

(※滋賀県災害時要配慮者支援
ネットワーク会議と連携)

市町における防災と
保健・福祉の連携による
個別支援計画作成促進協議会

好事例の蓄積

好事例の共有
(相互の学び合い
&自慢大会)

他自治体等の関係者
とのネットワーク構築

他自治体等の担当者との相互交流の
ネットワークを通じた持続可能な学びの場



Mother Lake
同志社大学
インクルーシブ防災
(i-BOSAI)
研究センター

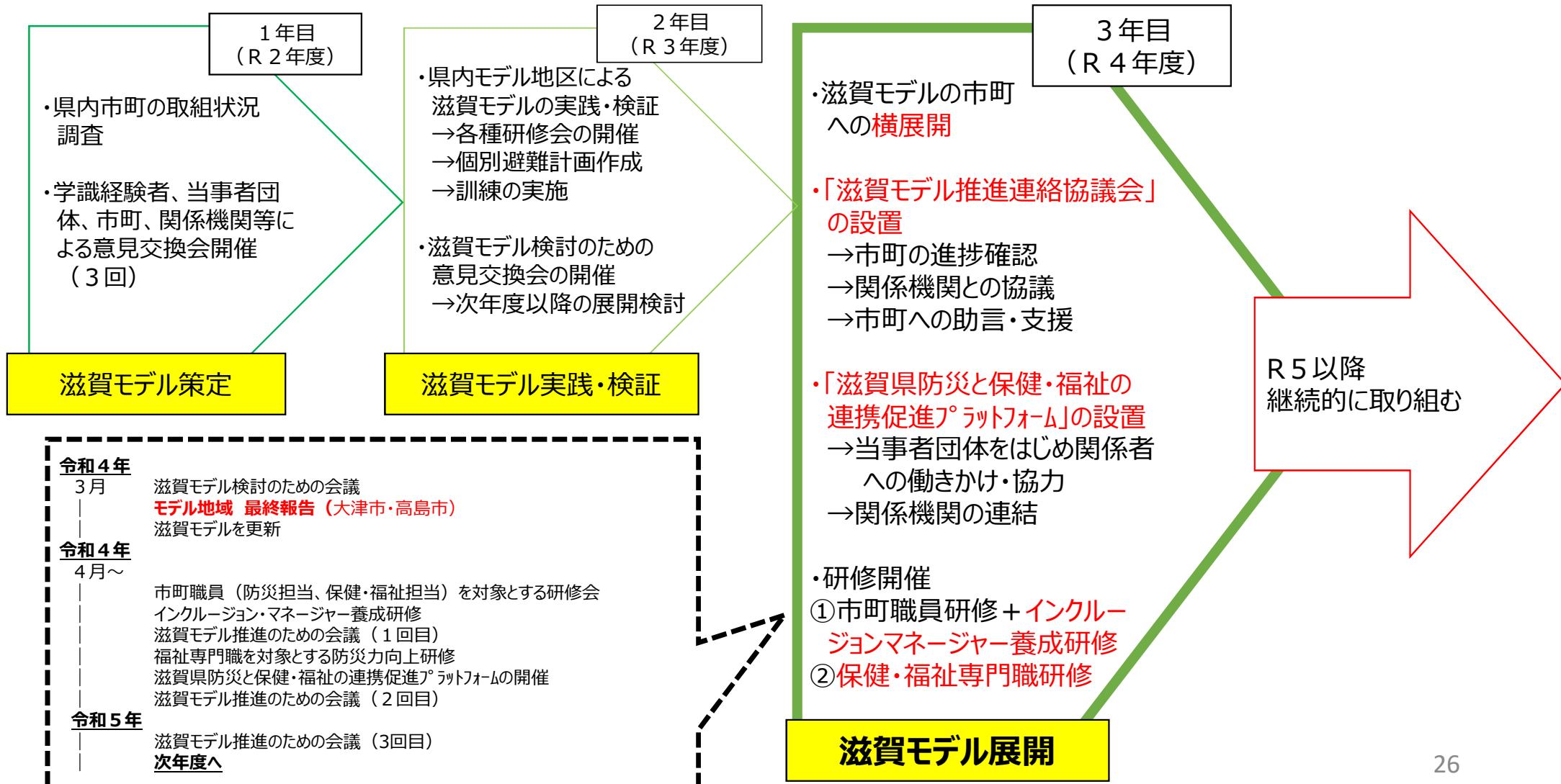
他地域への横展開

他地域への横展開

他地域への横展開

他地域への横展開

『滋賀モデル』事業スケジュール（案）



滋賀県は

誰一人取り残さない防災の実現を目指します

当事者が誰一人取り残されない

地域は誰一人取り残さない

社会は誰一人取り残させない

がんばりましょう！ともに…

